持続可能な観光振興を推進するため

令和9年4月から宿泊税が始まります

～使いみちは、また泊まりたいと思えるまちづくり～

近年、本市には富士山の歴史や文化、豊かな自然を求め、国内外から非常に多くの観光客が訪れています。こうした中、観光客への対応や観光資源の維持・管理に費用が必要になることから、本市の豊かな魅力を次世代へつないでいくための新たな財源として「宿泊税」が始まります。



宿泊税とは?

宿泊税は、市内のホテルや旅館などに泊まった方に課税される「法定外目的税」です。国から徴収する仕組みではなく、集まった税金はすべて本市の観光施策や地域課題の解決に役立てられます。

いつから対象?

令和9年4月1日の宿泊分から対象です。

税率は?

宿泊者1名につき一律「1泊200円」です。

対象となる施設は?

市内にある旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所（ゲストハウスなど）のほか、民泊の施設が対象です。

免除される人は?

修学旅行など、学校行事の一環として宿泊する児童・生徒・引率者の方は免除の対象です。

市民も対象?

納税義務があるのは「市内の宿泊施設に泊まる方」全員です。そのため、市民であっても、市内のホテルや民泊などに宿泊した場合は課税の対象です。

なお、宿泊税は宿泊施設が宿泊代金と一緒に徴収し、市へまとめて納める「特別徴収」の形をとるため、市民の皆さんが個別に役所などで納税手続きを行う必要はありません。

集まった税金は何に使われるの?

1～3のような取り組みに活用します。

1



観光資源の魅力向上と磨き上げ

富士山の歴史・文化、地場産業（織物など）をはじめとした地域の観光資源をさらに磨き上げ、魅力向上につなげます。

2



旅行者の受け入れ環境の充実

訪れた方が快適・安心に過ごすことができるよう、案内看板の整備や、利便性の向上などを進めます。

3



滞在時間を延ばす取り組みと国内外への情報発信

魅力的なアクティビティの提供や観光ルート造成などを目指し、SNSなどさまざまなプロモーション手法で市の魅力を発信します。

問合せ　制度や手続き・納税に関すること　税務課　☎内線139
使途に関すること　富士山課　☎内線424